

「千葉市の教育に関する大綱」の改定について

千葉市では、総合教育会議における協議・調整を踏まえて、「千葉市の教育に関する大綱」（以下「大綱」）を改定しましたので、お知らせします。

1 大綱の趣旨・目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、市長が、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、本市の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

現在の大綱の対象期間が令和7年度末までとなっており、このたび、改定を行いました。

2 改定後の大綱

別紙のとおり

3 対象期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

4 改定のポイント

改定後の大綱では、本市におけるこれまでの取り組みや社会状況の変化等を踏まえ、今後4年間で特に市長部局と教育委員会が連携し重点的に取り組む8項目を定めました。

<重点的に取り組む項目>

- ・未来を拓くキャリア教育の充実
- ・こどもたちの可能性を引き出す学びの充実
- ・学校教育を支える人材の育成・確保
- ・安全・安心でより良い教育環境の充実
- ・こども・若者の権利保障と社会参画
- ・多様な児童生徒を誰一人取り残さないために
- ・これからの時代を見据えた生涯学習の推進
- ・千葉市に対する理解と愛着を深める郷土教育

5 公表日・公表方法

(1) 公表日

令和8年4月1日（水）

(2) 公表方法

市ホームページへ掲載

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/kikaku/chosei/sougoukyouikukaigi/sougoukyouikukaigi.html>



6 パブリックコメント手続の実施結果

(1) 募集期間

令和8年2月10日～3月9日

(2) 実施結果

ア 提出者数 7人

イ 意見数 9件

ウ 計画に意見を反映したもの 2件